

たい せつ
大切なあなたへ

こどものけんりノート



はじめに

あなたは、かけがえのない大切ないのちをもって、
この地きゅうに生まれてきました。

そして、わたしたちは、同じようにいのちをもった、
多くの なかまとともに生きています。

「権利」は、生まれながらにみんながあたり前にもっ
ているものです。あなただけではなく、まわりのこ
どもたちも同じように もっています。

わたしたち大人は、いつもあなたのそばで と
もに考え、一生けんめい おうえんしながら、あなた
と あなたのまわりにいる一人ひとりを大切にま
もっていきます。

だからあんしんしてください。



せかい中のこどもたちの「権利」について書かれた「こどもの権利じょうやく」には、こどもが おうちで のびのびと せいちょうできるよう、こどもと こどもの家ぞくを おうえんすることが大切だとされています。しかし、こどもや、こどものまわりの人が安心・安全に すごせていないとき、こどもはおうち以外の場しよで生活することがあります。

じどうそうだんしよは、あなたがのびのびと せいちょうするために、今は_____で生活することがもっともよいことだと考えました。

これからの生活のことで、ふあんに思うことがあったら、じどうそうだんしよや しせつの しょくいん、里親さんに聞いてみてください。

きっと、あなたの力になってくれます。

「こどもの権利じょうやく」
については、24 ページに
くわしくかいてあります。



目次

けんり 権利ってなに？	5
1 けんこうに生きる権利	6
2 意見を表明する権利	7
とやまアドボケイト（意見表明とうしえんいん）って どんな人？	8
3 自由に考えたり しんじたりする権利	9
4 ひみつが まもられる権利	10
5 暴力から まもられる権利	11
暴力ってどんなこと？	13
しょくいんなどによる暴力の きんし	14



これから^{せいかつ}の生活について..... 15

1 どうしてここにいるの? 16

2 しせつや^{さとおや}里親^{いえ}さんの家ってどんなところ? 17

3 家^かぞくと会^あえるの? 18

4 勉強^{べんきょう}は? 19

5 みの回^{まわ}りのものは用^{よう}いしてもらえるの? 20

6 自由^{じゆう}に あそぶことはできるの? 21

7 こまったことは だれにそうだんすればいいの? 22

8 これから^{せいかつ}の生活はどうなるの? 23

○こどもの権利^{けんり}じょうやく について 24

○そうだんするところ 29



けん り
権利って
なに？



1 けんこうに^い生きる^{けんり}権利

あなたには けんこうに^い生きる
権利^{けんり}があります



けんこうで^{げんき}元気に せいちょうできるように、あなたは できるだけのことを してもらえます。

けんこうな^{こころ}心や^{からだ}体をまもるために、^きびょう気やけがをしたときや、^{こころ}心のケアがひつようなときなどは、^きびょういんで ^きみてもらうことができます。

^きびょう気にならないように、けんこうしんだんやよぼうせっしゅもします。また、^{まいにち}毎日、えいようのあるごはんを^た食べることができます。

もしも、^{こころ}心や^{からだ}体のことで、わからないことや ^しんぱいなことがあったら、しせつのしょくいんや^{さとおや}里親さんに そうだんしてください。

2 意見^{い けん}を表明^{ひょうめい}する権利^{けん り}

あなたには じぶんの意見^{い けん}や
考え^{かんが}を 言う^い権利^{けん り}があります

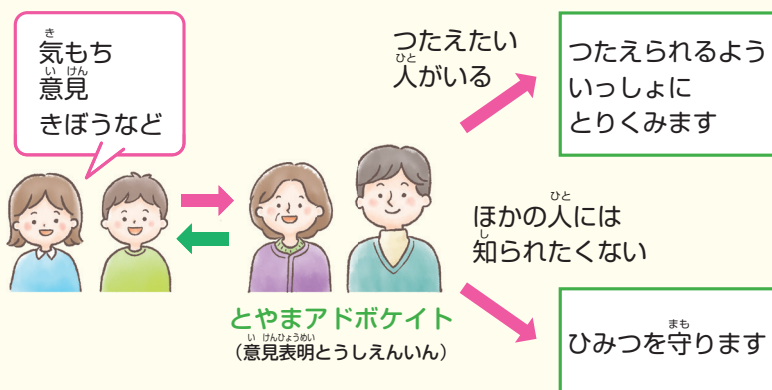


あなたは、今の生活^{いま せいかつ}や自分のこと^{じ ぶん}などについて、「こうしてほしい」「なんでだろう」と思った^{おも}ときは、自由^{じゆう}に言う^いことができます。いつでも、じどうそうだんしょや しせつのしょくいん、里親^{さとおや}さん^{はな}に話^{はな}してください。あなたの意見^{い けん}や考え^{かんが}を大切^{たいせつ}にします。

あなたと意見^{い けん}や考え^{かんが}がちがうことも あるかもしれ
ません。そのときは、おたがいの意見^{い けん}をよく聞き^き、
話し合^{はな あ}って、いっしょに考え^{かんが}ていきましょう。

とやまアドボケイト^{いけんひょうめい}（意見表明とうしえんいん）ってどんな人？^{ひと}

じどうそудんしょや しせつのしょくいん、^{さとおや}里親さんに
言いにくいことがあったときは、『とやまアドボケイト^{いけん}（意見
^{ひょうめい}表明とうしえんいん）』と^{はなし}お話をすることができます。



^{はなし}
話をききます
あなたが^{はなし}話したいこと、^き聞いて^{はなし}ほし
いことを^{たいせつ}大切にききます。

^{そと} ^{おとな}
外の大人です
あなたの話を^{はなし}聞くために^{そと}外から^く来
る^{おとな}大人です。

ひみつをまもります
ひみつにしてほしいことは、だれに
も^{はなし}話しません。ただし、あなたにあ
ぶないことがあるときは、あなたに
せつめいをして、^{いけんひょうめい}あんぜんをまもる
ために うごきます。

つたえる おてつだいをします
ほかの人^{ひと}に^{はなし}つたえたいことがあれば、
その^{おとな}おてつだいをします。

^{せいかつ}生活のことで、こまったこと、いやなことがあれば、こど
もの^{けんり}権利について ^{おとな}くわしい大人たちが^{はなし}話し合^あう「じどうふ
くし ^{そちしんさぶかい}そちしんさぶかい」に、そудんをすることもできます。

3 自由に^{じ ゆう}考え^{かんが}たり しんじ^{けん り}たりする権利

あなたには 自由に^{じ ゆう}考え^{かんが}たり
しんじ^{けん り}たりする 権利^{けん り}があります



あなたは、いろいろなことを考え^{かんが}たり、しんじ^{けん り}たりすることができます。しゅうきょうを自由^{じ ゆう}にしんじることもできます。

また、自分^{じ ぶん}が考え^{かんが}ていることや思^{おも}っていることを、いろいろな方^{ほう}ほうで つたえたり、あらわしたりすることもできます。

あなたの考え^{かんが}が大切^{たいせつ}にされるのと同じように、ほか^{おな}の人の考え^{かんが}も大切^{たいせつ}にしましょう。

4 ひみつが まもられる^{けんり}権利

あなたは ひみつをまもられる^{けんり}権利があります



あなたのことや、あなたの家ぞく^かのことで知られ
たくない ひみつ（プライバシー）は、まもられます。

たとえば、あなたではない人^{ひと}が、あなたのものを
わけもなくさわったり、あなたの手紙^{てがみ}や日記^{にっき}などを
か^みってに見たりすることはありません。

あなたも、ほかの人^{ひと}のひみつをまもりましょう。

5 暴力^{ぼうりょく}から まもられる権利^{けんり}

あなたは あらゆる暴力^{ぼうりょく}から
まもられる権利^{けんり}があります。

だれかの心^{こころ}や体^{からだ}をきずつけることは、ぜったいに
あってはならないことです。もし、暴力^{ぼうりょく}を うける
ようなことがあれば、ゆう^き気をだして「やめて！」
と^いい、その場^ばから はなれましょう。

もしも、あなたやあなたのまわりの人^{ひと}が暴力^{ぼうりょく}をう
けたら、じどうそうだんしょや しせつのしょくい
ん、里親^{さとおや}さん、学校^{がっこう}の先生^{せんせい}など、まわりの大人^{おとな}に話^{はな}
してください。暴力^{ぼうりょく}を止^とめるため、まわりの大人^{おとな}に
つたえることは、と
ても大切^{たいせつ}です。そう
だんすることで あ
なたがこまることは
ありません。あんし
んしてください。



わたしたちは、みんな同じように心をもっています。
自分がされて いやだと感じることは、まわりの人にもしないよう、おたがいに思いやりの気もちをもって生活しましょう。



ぼうりよく 暴力ってどんなこと？

からだ ぼうりよく 体の暴力

- ・たたかれる
- ・けられる
- ・外そとにしめ出だされる など

こころ ぼうりよく 心の暴力

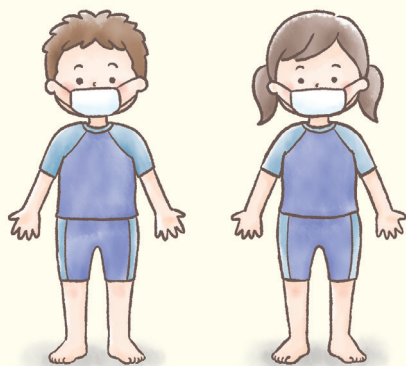
- ・いやなことや
わるぐちを言いわれる
- ・だれかとくらべられる
- ・さべつされる
- ・むしされる など

せい ぼうりよく せいの暴力

- プライベートゾーンを
- ・だれかにさわられる、
みられる
 - ・だれかにさわらせられる、
みせられる など

せわを しない

- ・ごはんを食たべさせてもらえない
- ・びょういんに つれて
いってもらえない
- ・せいけつなふくを きせて
もらえない など



プライベートゾーンとは、
みず
水ぎでかくれるところと
くち
口もとのことを言いいます。

しょういんなどによる暴力の きんし

おとな ぼうりょく 大人からあなたへの暴力も きんしされています

じどうそうだんしょや しせつのしょういん、^{さと}里親^{おや}さんは、なによりも あなたのせいちょうを ねがっています。

だからこそ、あなたのせいちょうにとって よくないこと、たとえば、^{ぼうりょく}暴力を ふるうことは、けっしてしません。

^{まん いち}万が一、じどうそうだんしょや しせつのしょういん、^{さと おや}里親^{ぼうりょく}さんから暴力を うけることがあれば、ほかのしんらいでできる^{おとな}大人や、^{と やまけん}富山県^{か ていしつ}こども家庭室、^{い けんひょうめい}とやまアドボケイト（意見表明とうしえんいん）に そうだんしてください。

これからの せい かつ 生活について



1 どうしてここにいるの？



あなたの^{せいかつ}生活する場^ばしょが かわったのは、一人^{ひとり}ひとり理由^{りゆう}があったからです。じどうそうだんしょは、今^{いま}のあなたにとって、いちばんよいところ（あんしん・あんぜんに くらせるところ）が どこか^{かんが}を考えました。

あなたは、どうして しせつや^{さとおや}里親^{いえ}さんの家^{いえ}などで生活^{せいかつ}することになったのか、じどうそうだんしょの しょくいん^きに聞くことができます。

2 しせつや^{さとおや}里親^{いえ}さんの家ってどんなところ？

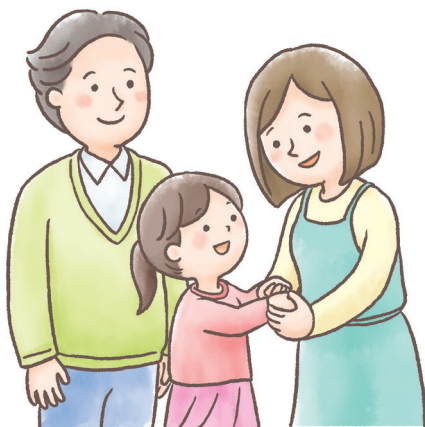


あなたは、しせつや^{さとおや}里親^{いえ}さんの家、いちじほごしょ
での生活^{せいかつ}について、知りたいことがあれば、なんでも聞^きくことができます。

気^きになること、わからないことがあれば、じどう
そうだんしょや しせつのしょくいん、里親^{さとおや}さんに
聞^きいてみてください。

き 聞^きいてみたいことがあれば、か 書^かいてみよう

3 ^か家^あぞくと会えるの？



あなたは、あなたの家^かぞくと、電話^{でんわ}や手紙^{てがみ}のやりとりをしたり、会^あったり、お出^でかけや おとまりをしたりすることができます。

しかし、あなたを きずつけることになったり、あなたのために ならないと思われるときには、できないこともあります。

あなたの気^きもちを大切^{たいせつ}にしたいので、家^かぞくと会^あいたいとき、電話^{でんわ}したいとき、会^あいたくないとき、しりたいことがあるときは、じどうそうだんしょやしせつのしょくいん、里親^{さとおや}さんに そうだんしてください。

4 ^{べんきょう}勉強は？



あなたは、生活する場^{せいかつ}しょの近^{ちか}くの学校^{がっこう}に かよ
います。かよえない場合^{ば あい}も、あなたに ひつような
^{べんきょう}勉強ができるようにします。

中学校^{ちゅうがっこう}を そつぎょうしたあとは、高校^{こうこう}や大学^{だいがく}な
どで^{べんきょう}勉強することができます。

どの学校^{がっこう}に行くかは、あなたの思い^{おも}が大切^{たいせつ}です。
じどうそ^{さとおや}うだんしょや しせつ^{はな}のしょくいん、里親^あ
さん、学校^{がっこう}の先生^{せんせい}などと よく話し合^あってきめましょ
う。

5 ^{まわ}みの回りのものは^{よう}用いしてもらえるの？



あなたの生活に^{せいかつ}ひつようなものは、じどうそうだん
しょや しせつ、^{さとおや}里親さんが^{よう}用います。^た足りないも
のがないか、いっしょに ^{かく}くにんしてみましよう。

あなたが ^{たいせつ}つかっていた大切なものや、ひつよう
なものなど、もっていきたいものがあれば、じどう
そうだんしょや しせつのしょくいん、^{さとおや}里親さんに
そうだんしてみましよう。

あなたのものと^{おな}同じように、^{とも}友だちのものや、み
んなで ^{たいせつ}つかうものも大切にしましよう。

6 自由に あそぶことはできるの？



あなたは、自由に あそんだり、休んだりする
権利があります。

みんなが たのしくすごせるように、ルールをま
もって あそびましょう。

7 こまったことは だれにそうだんすればいいの？

こまったり、なやんだりしたときは、あなたが
しんらいできる^{おとな}大人に そうだんしてみましょう。

あなたのまわりには、じどうそうだんしょや し
せつのしょくいん、^{さとおや}里親さん、とやまアドボケイト
(^{い けんひょうめい}意見表明とうしえんいん) など、あなたのことを
いっしょに^{かんが}考えてくれる^{おとな}大人が たくさんいます。



あなたが そうだんできるところを
29～32ページにかいておきましょう。

8 これからの^{せい かつ}生活はどうなるの？



あなたの これからの^{せい かつ}生活は、あなたの^き気持ちを
いちばんに、家^かぞく、じどうそうだんしょや しせ
つのしょくいん、^{さと おや}里親さんなどと そうだんしなが
ら、^{かんが}考えていきます。

また、しせつや^{さと おや}里親さんの家からはなれたあとも、
こまったことがあれば、^{いえ}そうだんすることが でき
ます。ひとりでなやまずに、じどうそうだんしょや
しせつのしょくいん、^{さと おや}里親さんなどに そうだんし
てください。

たくさんの^{おとな}大人が、あなたのことを おうえんし
ています。

こどもの権利じょうやく について

こどもの権利じょうやく とは、せかい中のこどもたちが もっている「権利」について書かれた じょうやくです。せかい中のこどもたちのために、1989年にせかいの国々があつまる会で作られた やくそくです。日本は1994年にこのじょうやくを まもることを やくそくしました。

4つの原そく おおきくわけて4つの「権利」をまもることがきめられています。

1 いのちを まもられ せいちょうできること

すべてのこどものいのちが まもられ、もって生まれた のうりよくを十分にのばして せいちょうできるよう、いりょう、教いく、生活へのしえんなどを うけることが ほしょうされます。

2 こどもにとってもっともよいこと

こどもに かんすることが きめられ、行われる時は、「そのこどもにとって もっともよいことは何か」をだいいちに考えます。

3 こどもが自分の意見を言えて、さんかできること

こどもは自分に かんけいのある ことがらについて 自由に意見を あらわすことができ、おとなはその 意見を こどものはったつに おうじて十分に 考りよします。

4 さべつ されないこと

すべてのこどもは、こどもじしんや親のじんしゅ、こくせき、せい、意見、しょうがい、けいざいじょうきょう など どんな理由でもさべつされず、じょうやくのさだめる すべての権利が ほしょうされます。

さんこう：日本ユニセフ協会ホームページ

こ けん り じょうやく 子どもの権利条約

に ほん きょうかいしやうやく
日本ユニセフ協会抄訳 1～40条

しゅってん に ほん きょうかい
出典：日本ユニセフ協会

だい じゅう こ ていぎ 第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

だい じゅう さべつ きんし 第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

だい じゅう こ にもっともよいことを 第3条 子どもの権利

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

だい じゅう くに ぎ ぎ 第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

だい じゅう おや しどう そんちよう 第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

だい じゅう い けんり そだ けんり 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

だい じゅう なまえ こくせき けんり 第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

だい じゅう なまえ こくせき かそくかんけい まも けんり 第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

だい じゅう おや ひ はな けんり 第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



だい しょう べつべつ くに いる おや あ けんり
第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

だい しょう くに つ 連れ され ない けんり
第11条 よその国に連れられない権利

国は、子どもが国の外へ連れされたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

だい しょう いけん あらわ けんり
第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に^{はたらき}応じて、じゅうぶん^{じゅうぶん}考慮されなければなりません。

だい しょう ひょうげん じ ゆう
第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

だい しょう し そう りょうしん しゅうきょう じ ゆう
第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

だい しょう けっしゃ しゅうかい じ ゆう
第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

だい しょう プライバシー・めいよ ほご
第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

だい しょう てきせつ じょうほう にゅうしゅ
第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

だい しょう こ 養育 せきにん
第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

だい しょう あらゆる ぼうりょく からの ほご
第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

だい しょう かてい うば 家庭 奪われた 子どもの ほご
第20条 家庭を奪われた子どもの保護

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭に^いいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

第22条 難民の子ども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障がいのある子ども

心やかだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第25条 施設に入っている子ども

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やかだだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条 休み・遊ぶ権利

子どもは、休みんだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 誘拐・売買からの保護

国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 子どもに関する司法

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。



そうだんするところ

こまったときは、ひとりでなやまないで そうだんしてみよう。



●しせつや じどうそうだんしょの しょくいんに そうだんしたいとき

➡○あなたのしせつ（ ）のそうだん先^{さき}

・あなたの たんとうの しょくいんは _____さん

・しせつの くじょううけつけたんとうしゃは _____さん

なか
しせつの中での こまりごとを
きく やくめの しょくいん

_____さん

・しせつの くじょうかいけつせきにんしゃは _____さん

なか
しせつの中での こまりごとを せきにんもって
かいけつする やくめの しょくいん

➡○じどうそうだんしょ

☐とやまじどうそうだんしょ ☎076-423-4000

☐たかおかじどうそうだんしょ ☎0766-21-2124

たんとうのしょくいんは _____^{ねん}年 _____^{がつ}月から _____さん

_____^{ねん}年 _____^{がつ}月から _____さん

_____^{ねん}年 _____^{がつ}月から _____さん

- みぢかな^{ひと}人に そうだんしづらいとき
- 意見^{いけん}や気もち^きをだれかに聞いてもらいたいとき・つたえたいとき
- とやまアドボケイト^{いけんひょうめい}（意見表明とうしえんいん）と話^{はなし}がしたいとき

➡ ○ とやまアドボケイト^{いけんひょうめい}（意見表明とうしえんいん）

- ① しせつやじどうそだんしょの しょくいん、里親^{さとおや}さんに「とやまアドボケイトと話^{はなし}がしたい」とつたえる。
- ② しせつなどに、とやまアドボケイトが来た^きときにちよくせつ つたえる。
- ③ 手紙^{てがみ}を書いて、とやまアドボケイトにおくる。
- ④ 富山県^{とやまけん}こども家庭室^{かていしつ}に、「とやまアドボケイトと話^{はなし}がしたい」とつたえる。（そだんの ほうほうは、つぎのページのとおりに）

そだんすることで、あなたがこまることはありません。あんしんして そだんしてください。



- しせつや じどうそудんじょの しょくいん、^{さとおや}里親さんから
いやなことをされたとき
- じどうふくし そちしんさぶかい に そうだんしたいとき
- とやまアドボケイト (^{いけんひょうめい}意見表明とうしえんいん) と^{はなし}話が
したいとき

➡ ○ ^{と やまけん}富山県 ^{か ていしつ}こども家庭室 ^{み らい か}こども未来課
(じどうふくし そちしんさぶかい の じむきょく)

① ^{でん わ}電話でそうだん (^{ど にち}土日・^{しゅくじつ}祝日、^{よる やす}夜はお休みです)

☎076-444-3207

② ^{て がみ}手紙でそうだん

このノートのさいごにある ふうとうをつかって、
おくってください。切手^{きって}がなくても、ポストに^い入れれ
ばとどきます。あなたがポストに^い入れられないときは、
しんらいできる^{おとな}大人に おねがいしてください。

③ インターネット、スマホから そうだん

インターネットやスマホが
つかえる人は、^{うえぶ}WEB のフォームから
つたえることができます。

QRコード

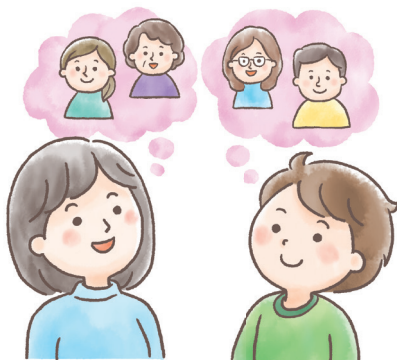
URL

QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です

○そのほかの あなたのそうだしきリスト

なまえ	れんらくさき

どこにそうだんしたらよいか わからないときは、
 はな ^{ひと}話しやすい人に そうだんしましょう。



このノートは、いつでも読みかえせるように、
わかるところに おいておきましょう。

【あなたのメモ】

たいせつ
大切なあなたへ こどものけんりノート

れい わ ねん がつかいてい
令和7年3月改訂

はっこう と やまけんこうせい ぶ か ていしつ みらい か
発行／富山県厚生部こども家庭室こども未来課

〒930-8501 と やま し しんそう が わ
富山市新総曲輪1-7

でん わ
電話 076-444-3207

FAX 076-444-3493

たい せつ
大切なあなたへ

こどものけんりノート

な まえ
名前